

臨時職員募集のお知らせ

幼稚園教諭・保育士を募集します

市では、次の職種について臨時職員を募集します。

■職種・人数

○幼稚園教諭 1人

○保育士 1人

■賃金

7070円(日額)

※勤務時間に応じて異なります。

■応募要件など

○幼稚園教諭免許、または保育士資格を有する方

人の動き (6月末日現在)

人口	39,373人 (-16)
男	18,439人 (+2)
女	20,934人 (-18)
世帯	15,654世帯 (-5)
出生	22人 (±0)
死亡	42人 (-5)

※外国人を含めた数値。()は前月比。

市内の交通事故状況 (6月末日現在)

	6月	累計	前年比
発生	15件	77件	-12件
死者	0人	0人	-3人
傷者	19人	94人	-29人

市内の街頭犯罪等発生状況 (6月末日現在)

	6月	累計	前年比
侵入盗	2件	16件	-7件
自動車盗	0件	2件	-1件
オートバイ盗	0件	8件	+4件
自転車盗	1件	10件	-16件
車上ねらい	1件	6件	-17件

水道の休日当直当番業者

月	日	指定工事事業者	電話
8	6(土)	(有)升田金物店	出 淵 967-0067
	7(日)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	13(土)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	14(日)	友澤設備	大 平 982-1381
	15(月)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
	20(土)	(有)港南設備	稲 荷 982-4487
	21(日)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450
	27(土)	K・シマダ	下吾川 983-6553
9	28(日)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
	3(土)	(有)栄電機設備	中 山 967-1318
	4(日)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613

※水道メーターから宅地側の修理は自己負担。

※業者への依頼は、8:00~17:00。

市税の納期 (8月)

	納期限	口座引落日
市民税・県民税 普通徴収 (第2期) 国民健康保険税 普通徴収 (第2期)	8月31日(水)	8月29日(月)

総務課(内線560・561)

意見公募手続制度による意見を求めます

ご意見をお寄せください

市では、伊予市意見公募手続条例に基づき、次のとおり皆さんのご意見を募集します。

■政策等の名称

伊予市暴力団排除条例(案)

■閲覧場所

○市役所1階ロビー

○各地域事務所

○伊予市ホームページ

■閲覧期間・意見の提出期間

8月3日(水)~16日(火)

■意見の提出方法

意見提案書(所定の様式)に必要事項を記入し、直接持参、郵送、ファックス、Eメールのいずれかで提出してください。

■提出先

総務課(☎983-3681、Eメール sounmu@city.iyo.lg.jp)

総務課(内線508)

被災地の早期復興を継続的に支援

ベルマークで「東日本大震災」被災校の支援を!

総務課(内線508)

ベルマーク教育助成財団では、東日本大震災で被災した学校や子どもたちを、長期的かつ継続的に支援するため、ベルマークを収集し、ベルマーク運動参加校の設備品・教材の購入費に充てています。市では、この取り組みを支援するため、次の場所にベルマーク収集箱を設置します。

市民の皆さまの積極的なご協力をお願いいたします。

※詳しくはベルマーク教育助成財団、または伊予市ホームページをご覧ください。

■設置場所

- 市役所1階ロビー
- 各地域事務所
- ※郵送でも受け付けます。総務課まで送付してください。
- ※極端に小さいベルマークは余白を残して1cmくらいに、それ以外は枠に沿って切ってください。



悩みや心配ごと、お困りのことがある方はご相談ください

伊予市の人権擁護委員会について

福祉課(内線526)

7月1日付けで、法務大臣から次の方が人権擁護委員に委嘱されました。暮らしの中での悩みや心配ごと、お困りのことがある方は、お近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、相談内容

の秘密は固く守られます。

■人権擁護委員

- 高橋 宏文さん(再任)
- 向井 三枝子さん(新任)

受け取る年金額を満額に近づけたい方

国民年金保険料の追納について

健康保険課(内線547)

国民年金の保険料免除などの承認を受けた期間がある方は、保険料を全額納付した方と比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間について、10年以内であれば、あとから保険料を納めることができます。これを「追納」といいます。受け取る年金額を満額に近づけるために、追納をお勧めします。

平成23年度中に追納する場合の、加算額を含めた具体的な金額

■今年度に追納する場合の保険料(月額)

年度	全額免除 (学生納付特例) (納付猶予)	4分の3 免除	半額免除	4分の1 免除
13	15,350円	—	—	—
14	14,760円	—	7,380円	—
15	14,540円	—	7,270円	—
16	14,340円	—	7,170円	—
17	14,380円	—	7,190円	—
18	14,440円	10,830円	7,220円	3,610円
19	14,470円	10,840円	7,230円	3,610円
20	14,580円	10,940円	7,290円	3,640円
21	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円
22	15,100円	11,320円	7,550円	3,770円

追納を希望する方は、松山西年金事務所(☎925-5105)、または健康保険課でお申し込みください。

は、次の表のとおりです。

- ※追納する場合、平成20年度以前の保険料は、当時の保険料額に経過時間に応じた加算額が上乘せされます。
- ※原則として古い月分から追納することとされていますが、「免除」となった期間が「納付猶予」、または「学生納付特例」となった期間より古いものであれば、どちらを納めるか選択できます。

8月17・18日に受け付けます

児童扶養手当などの『現況届』をお忘れなく

福祉課(内線538・553)

■日時 8月17日(水)・18日(木)、9時~16時

■場所 伊予市市民会館1階

■手当の種類

児童扶養手当

- 必要書類 証書、認印など
- 対象者 父、または母と生計が同一でない18歳未満の児童を監督・保護する母、または養育している母以外の方(児童と同居し、監督・保護するとともに、その生計を維持している方)
- 支給月額
- ▽児童が1人の場合
 - 全額支給/41550円
 - ※一部支給は、所得に応じて計算。
 - ▽児童が2人の場合/50000円加算
 - ▽以下1人増えるごとに/30000円加算

- 対象者 精神障害や身体障害を持つ20歳未満の児童を家庭で監督・保護している養育者(児童が入所していないこと)
- 支給月額 一級/50550円、二級/33670円

特別障害者手当

- 必要書類 認印、年金証書、年金改定通知書など
- 対象者 20歳以上で身体、または精神障害が重複した重度の障害者で、日常生活で常に特別の介護が必要な方(在宅のみ)
- 支給月額 26340円

障害児福祉手当

- 必要書類 認印
- 対象者 20歳未満で重度障害があるため、日常生活で常に介護が必要な児童など
- 支給月額 14330円
- ※受給資格があっても届出をしないと手当が受けられなくなります。

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の方へ

入院時の医療費の支払いについて

健康保険課(内線524・545)

病院に入院するとき、被保険者証と認定証を提示すると、1カ月分の病院への支払いを自己負担限度額までにすることが出来ます。

〈70歳未満の国民健康保険加入者が入院した場合〉

- 加入者が入院した場合
- 「限度額認定証(要申請)を被保険者証と一緒に提示してください。
- ※保険適用外の費用、入院時の食事代などは対象となりません。

認定証の交付を受けている後期高齢者医療保険加入者は、翌年度の認定証が自動更新されますが、国民健康保険加入者は、自動更新されませんので、必要な方は8月以降に必ず申請してください。

保険料(料)の未納がある場合や、平成22年中の所得申告をしていない方は、認定証を交付できない場合があります。

■申請に必要なもの

- 被保険者証
- 印鑑
- 入院が90日を超える方は、領収書など入院日数が確認できるもの
- ※1月1日以降に転入した方は、旧住所地での課税証明書(世帯全員分)
- ※本人、または同一世帯の方以外が申請する場合は委任状

■申請窓口

健康保険課、または各地域事務所

伊予市役所 〒799-3193 伊予市米湊820番地
 中山地域事務所 〒791-3292 伊予市中山町出淵2番耕地120番地
 双海地域事務所 〒799-3292 伊予市双海町上灘甲5821番地6

伊予市庁舎等基本計画策定審議会委員

市民委員を募集します

庁舎建設課(内線581)

伊予市総合計画実施計画に基づき本庁舎、図書館および文化ホールの建設に係る基本計画策定のため、市民委員を次のとおり募集します。

■審議会等の名称
伊予市庁舎等基本計画策定審議会

■募集委員
公募による市民3人

■任期
委嘱の日から1年以内

■委員会の予定回数
10回程度

■報酬
市の規定による報酬(日額)を支給

■応募資格
○応募時に満20歳以上で、1年以上市内に在住し、任期中に転出する予定がない方

○本市の他の審議会などの委員に選任されていない方

○行政機関の職員、または市議会

議員でない方

■選考方法

○作文による審査
・庁舎・図書館・文化ホール(どれか1つでも可)の建設について自分の思い」を題材とした作文(800字程度)

※面接による審査をすることもありません。

■応募方法

所定の応募申込書に必要事項を記入し、作文を添付し、直接、郵送、またはEメールで提出してください。

※応募申込書は、伊予市ホームページからダウンロードしていただくか、庁舎建設課でお受け取りください。

※応募書類は返却しません。審査結果は全員に通知します。

■応募期限

8月26日(金)必着

■提出先

庁舎建設課(Eメール cyousya-kenseisaku@city.iyo.lg.jp)

伊予市都市計画区域

用途地域変更案の説明会を開催します

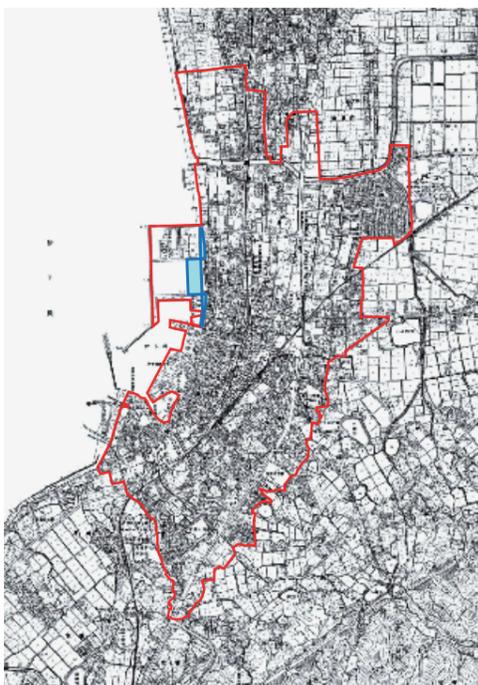
都市整備課(内線568)

伊予市都市計画区域の用途地域の変更を行う素案について説明会を実施します。

変更の対象となるのは左図(青枠)のとおりです。

■開催日時 8月19日(金)、19時

■開催場所 伊予市市民会館4階



伊予市非核平和都市宣言

伊予市は、人類共通の願いである世界恒久平和の理念に基づき、「つくらず・持たず・持ち込ませず」の非核三原則の完全実施を願い、核兵器の全面的廃絶と軍備縮小を全世界に訴えます。

※この宣言は、平成18年3月24日に伊予市議会において決議されました。

耐震診断やアスベスト含有調査

住宅や建築物の診断・調査費用を補助します

都市整備課(内線596・543)

市では、次の住宅や建築物の診断・調査に係る費用の一部を補助します。

①木造住宅の耐震診断

○対象となる木造住宅
・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅(枠組み壁工法、丸太組工法、大臣などの特別な認定を受けた工法のもの(対象外))

・階数が2階以下で、延べ面積が500㎡以下のもの

・併用住宅のうち、住宅以外の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のもの

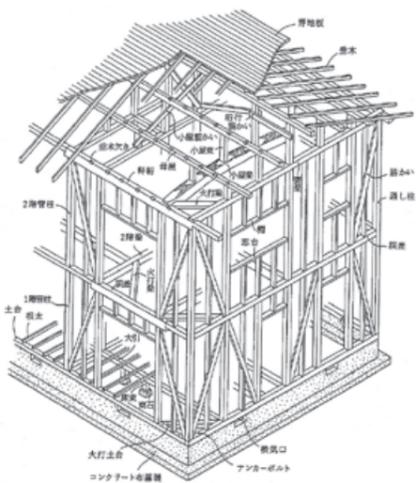
※ただし、専用住宅のうち、共同住宅および長屋住宅は対象外。

○補助対象者

対象となる住宅の所有者

○対象となる耐震診断

「愛媛県木造住宅耐震診



断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する耐震診断。

○補助金の額

補助対象経費の総額とし、4万円を限度に補助(千円未満切り捨て)

○受付戸数 20戸分

※申請受付順

②アスベスト含有調査

○対象となる建築物
吹き付けアスベストなどが施工

された恐れのある住宅・建築物

○補助対象者

対象となる住宅・建築物の所有者

○対象となる含有調査

JIS A1481「建材中のアスベスト含有調査測定方法」による調査

○補助金の額

補助対象経費の総額とし、1カ所あたり10万円を限度に補助(千円未満切り捨て)

※1棟あたりの上限は25万円。

○受付力所数 10力所

※申請受付順

①・②受付期間

9月1日(木)～11月30日(水)、8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※都市整備課窓口で事前相談を受け付けます。希望する方は、住宅の建築年度や構造が分かる資料(確認通知書の写し、建築物の登記事項証明書など)を持参してください。

愛媛海区漁業調整委員会委員

選挙人名簿の登録申請を受け付けます

伊予市選挙管理委員会事務局(内線584)

平成23年9月1日を基準日として、次に該当する方の選挙人名簿登録申請を受け付けます。

■受付期間 9月1日(木)～5日(月)

■取りまとめ先 各漁協(伊予・上灘・下灘)

○1年に90日以上漁業に従事し、区域内に住所、または事業場を有する個人および法人など(漁業法

第86条第1～3項)

農業者の方へ

農業者年金に加入しませんか

農業委員会事務局（内線577）

■加入資格
60歳未満で、保険料免除を受けていない国民年金の第1号被保険者の農業者（年間60日以上農業に従事）の方。

■農業者年金のメリット
○少子高齢化に強い年金

農業者年金は、自ら納めた保険料と運用益を積み立てています。加入者の減少や受給者の増加などがあっても、財政的な安定は損なわれない、少子高齢化時代にあった安心できる年金制度です。

○年金は生涯支給

（80歳までの保証つき）
原則65歳になれば年金は生涯支給されます。（終身年金）
仮に80歳前に亡くなった場合でも、農業者老齢年金を死亡した翌月から80歳に達するまでに支給する場合の支給総額の現在価値に相当する金額が死亡一時金として遺族に支給されます。

○老後の設計に合わせて
自由に保険料を選択
月額2万円から6万7千円までの千円単位で自由を選択でき、また、いつでも保険料を見直すことができます。

○所得税・住民税の節税

保険料納付と年金給付の両方に税制上の優遇措置があります。支払った保険料の15〜30％程度が節税になります。さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方は、公的年金等の合計額が120万円まで全額非課税となります。

○国からの保険料助成がある

唯一の政策支援年金
認定農業者で青色申告をしているなど、意欲ある担い手には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。（保険料の国庫補助）
一定要件を満たせば、国庫補助額も自分の年金として受け取れます。

固定資産税（家屋）

冷蔵倉庫の評価基準が変わります

税務課（内線531）

固定資産評価基準の一部改正に伴い、冷蔵倉庫の評価額算出方法が平成24年度から変更されます。

今年度中に該当する家屋を調査し、適用を変更しますので、対象倉庫を所有する方はご連絡ください。今年以降に新築する方は、新築家屋の調査を実施しますので、調査時にお申し出ください。

■対象となる倉庫

①非木造倉庫
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート

ロック造、鉄骨造、軽量鉄骨造など
②10℃以下に保たれる倉庫
・10℃以下に保つ機能を有する倉庫が対象。（自家用も含む）
・倉庫自体に冷蔵機能を備えていること。単にプレハブ方式冷蔵庫や業務用冷蔵庫などを設置している場合は、該当しません。
※一般倉庫に比べ、最終残価率に達するまでの年数が短くなりますので、評価額が下がる場合があります。

子どもの就学について悩みやお困りのことがある方へ

平成24年度伊予市就学児童の教育相談のご案内

学校教育課（内線721）

市教育委員会では、平成24年度に市内の小学校に就学する幼児を対象に、伊予市就学児童教育相談を実施します。
子どもの就学について、悩みやお困りのことなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

- 相談日 8月22日（月）
- 場所 伊予市中央公民館
- 申込期限 8月16日（火）
- 申込先 学校教育課

北山崎・からたち・伊予・中山幼稚園

平成24年度市立幼稚園児を募集します

学校教育課（内線716）



市教育委員会では、平成24年度市立幼稚園児を募集します。

入園を希望する方は、申込用紙に必要事項を記入し、9月1日（木）〜16日（土・日曜日を除く）の開園時間中に各幼稚園へ申し込んでください。

※募集要項と申込用紙は、各幼稚園、学校教育課にあります。

■入園資格

- 3歳児 平成20年4月2日〜平成21年4月1日出生
 - 4歳児 平成19年4月2日〜平成20年4月1日出生
 - 5歳児 平成18年4月2日〜平成19年4月1日出生
- ※市内に在住（住民登録）をしている

幼児

※保護者が責任を持って送迎でき、集団活動が可能な幼児

■通園地域

小学校区を原則としますが、北山崎幼稚園・中山幼稚園は、それぞれ南山崎校区・双海校区を含みます。なお、各園の応募状況によっては、教育委員会で調整することがあります。

■入園費用

- 入園料 5000円
- 保育料 6000円/月

※料金は、改定することがあります。

■募集園児数

幼稚園名	3歳児	4歳児	5歳児
北山崎幼稚園 ☎982-3179	20人	24人	15人
からたち幼稚園 ☎982-4202	35人	2人	1人
伊予幼稚園 ☎982-4201	20人	15人	12人
中山幼稚園 ☎967-1266	20人	28人	30人

港南中学校の屋内運動場やプールなど

工事基本設計が完了しました

学校教育課（内線642・722）

教育委員会では、港南中学校の新しい体育館とプールなどの改築を計画しており、この度、基本設計が完了しました。

今後は、工事に伴う実施設計を進め、平成24年夏ごろ工事に着手予定です。

■完成イメージ図



伊予市消費者相談窓口からのお知らせ

つながって 支えあって **消費者力**

超低金利時代の投資商法に注意！

未公開株、社債などの訪問販売や電話勧誘は、巧みなセールストークで高額な資産が狙われるトラブルがあります。以前の被害を回復したい消費者心理につけこんだ二次被害や、複数の業者が投資意欲をあおる巧妙な手口もあります。

「絶対にもうかる」「高配当」「値上がり確実」「上場間近」「損害を取り戻してあげる」

あいまいな返事はトラブルのもとです。こんな誘い文句は、はっきりと断りましょう。

悪質商法・多重債務などで困った時は、まず相談！

産業経済課 消費者相談窓口
専用電話 ☎982-1289

月・水・金曜日は専門の相談員が対応します。

皆さんの安心のために、消防は24時間活動しています

ルールを守って楽しい花火

伊予消防署 ☎ 982-10657



【危険なことはやめましょう!】

- 人や家に向けて遊ばない。
- 一度にたくさんの花火に火をつけない。
- 吹出し、打ち上げなどの筒もの花火は、途中で火が消えても筒をのぞかない。
- 花火をほぐして遊ぶことは絶対にしない。
- 風の強いときは花火をしない。

【事故が起きたときの対処法】

- やけどをした場合
まず患部を流水で冷やしてください。患部に服がくっついているときは、無理に脱がせないでそのまま流水で冷やします。そのあとで医師の診察を受けてください。
- 暴発・爆発した場合
正しい遊び方で遊んでいて事故が起きた場合には、花火の燃えかすや袋を必ず保管しておき、購入したお店に連絡してください。(連絡ができるようにするため、花火

- 花火に書いてある遊び方をよく読んで、必ず守る。
- 必ず大人と一緒に遊ぶ。
- 正しい位置に、正しい方法で点火する。
- 周りに燃えるものがないところを選び、バケツなどで水を用意する。

は露天などで販売ができないことになっていきます)
そして、事故の状況や日時、商品名、やけどの程度、けがをした人の年齢、連絡先を確実に伝えてください。



「消防車両を運転するには」

「消防車両は特殊な免許がいるのでは?」と思ったことはありませんか。

ポンプ車や救急車、救助工作車、はしご車などは特別な免許がなくても運転できます。

しかし、実際には消防車や救急車を使って消防活動を行わなければならないのですから、これらの自動車や資器材を効果的に活用することが要求されます。

そのため、管内の道路事情、消防水利に精通し、車両や資器材の

操作に熟知した者に、「機関員」という署内資格を与え、その人たちだけに限って消防車両などの運行を任せているのです。

消防車両の運転は、法的にはそれに応じた免許があればできますが、実際は、有効的な消防活動ができる「機関員」でなければ、運転できません。

■伊予市管内の火災と救急出場件数(6月末日現在)

種別	6月分			累計		
	火災 件数	本庁	2	2	本庁	4
中山		0	中山		1	
双海		0	双海		2	
救急出場 件数	本庁	110	154	本庁	674	892
	中山	25		中山	92	
	双海	19		双海	126	

火災・救急 → 119

☎ **火災 救急病院 案内 982-5959**